

【 計 画 相 談 支 援 】

○知的障害の方・精神障害の方・身体障害の方

○重症心身障害者、医療的ケアが必要な方

ご利用していただける障害福祉サービス（詳しくはご相談ください）

目次

介護給付 （連携先福祉サービス事業所により提供されます）	3
<input type="checkbox"/> 居宅介護(障害支援区分が必要です。詳しくはご相談ください。)	3
<input type="checkbox"/> 重度訪問介護.....	3
<input type="checkbox"/> 行動援護	3
<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援	3
<input type="checkbox"/> 同行援護	4
<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援	4
<input type="checkbox"/> 短期入所（ショートステイ）	4
<input type="checkbox"/> 療養介護	4
<input type="checkbox"/> 生活介護	4
<input type="checkbox"/> 施設入所支援.....	4

訓練等給付（連携先福祉サービス事業所により提供されます）	5
<input type="checkbox"/> 自立生活援助	5
<input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）	5
<input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練（生活訓練）	5
<input type="checkbox"/> 自立訓練（機能訓練）	5
<input type="checkbox"/> 就労移行支援	5
<input type="checkbox"/> 就労継続支援[A 型]	6
<input type="checkbox"/> 就労継続支援[B 型]	6
<input type="checkbox"/> 就労定着支援	6

介護給付（連携先福祉サービス事業所により提供されます）

居宅介護(障害支援区分が必要です。詳しくはご相談ください。)

自宅で、入浴、排せつ、食事の介助、調理、掃除等のお手伝いを致します。

- ・通院介助
- ・身体介護（入浴・排泄・食事等の介助）
- ・家事援助（調理・洗濯・掃除・生活必需品の買い物等）

重度訪問介護

強度の肢体不自由者または重度の知的障害者や精神障害により行動上 著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。（日常生活で生じる様々な介護の事態に対応するための見守りの支援を含む）

行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するとき、必要な情報提供や介護を行います。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護と複数のサービスを包括的にを行います。

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活のお世話を行います。

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うと共に、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付（連携先福祉サービス事業所により提供されます）

（詳しくはご相談ください）

自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し必要な支援を行います

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。

宿泊型自立訓練（生活訓練）

宿泊できる施設で自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練（機能訓練）

自律した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一艇期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援[A 型]

一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供すると共に、能力等の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援[B 型]

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。

就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。